

岩手県告示第 845 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 12 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 盛岡横手線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市盛岡駅前北通 114 番 54 地先から新田町 102 番 5 地先まで	新	m 14.6	m 405.1
	旧	27.6~13.5	405.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 1 月 14 日まで